

計算問題を 獲りにいく! ②



社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)

計算問題は、選択式・択一式を問わず、また、どの科目でも出題される可能性があります。事例問題を題材に、解き方、テクニックを丁寧に解説していき、計算問題を攻略する力を身につけます。計算問題に苦手意識のある人にぜひ取り組んでほしい攻略法です。今月号では、社会保険科目の計算問題を取り上げます。

問題 1 昭和27年4月2日生まれの女性Xの国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況は以下のとおりである。このXが65歳で老齢基礎年金を請求した場合に受給することができる年金額（平成29年度）の計算式として、正しいものはどれか。なお、Xは65歳に達した日において、配偶者である夫Yによって生計を維持していたものとし、障害厚生年金及び障害共済年金の受給権を有しない。また、本問において、振替加算相当部分の支給停止に関する規定は考慮しない。（国民年金法）

【Xの国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況】

- ・昭和47年4月～昭和52年3月（60月）……保険料納付済期間
- ・昭和52年4月～昭和61年3月（108月）……未加入期間
- ・昭和61年4月～平成23年3月（300月）……第3号被保険者期間
- ・平成23年4月～平成24年3月（12月）……保険料全額免除期間*（追納なし）
*法90条の3に規定する学生の保険料納付特例期間ではないものとする。
- ・平成24年4月～平成29年3月（60月）……任意加入期間

【夫Yについて】

- ・昭和21年4月2日生まれの老齢厚生年金（第1号厚生年金被保険者期間の月数は480月）の受給権者
- ・Xが65歳に達した日の前日（平成29年3月31日）において、上記老齢厚生年金には、妻Xに係る加給年金額が加算されていた。

- A $779,300 \times (420 \div 480) + 224,300$
- B $779,300 \times (424 \div 480) + (224,300 \times 0.467)$
- C $779,300 \times (426 \div 480) + (224,300 \times 0.307)$
- D $779,300 \times (424 \div 480) + (224,300 \times 0.467) + 165,500$
- E $779,300 \times (426 \div 480) + (224,300 \times 0.307) + 165,500$

この問題の攻略のためのポイント

- ①保険料納付済期間が**480に満たない場合**の、老齢基礎年金の支給額の計算方法は？
- ②**振替加算額**の計算方法は？

▶ **事例を**  **解** **でイメージ!**

【妻 X の国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況】

S47.4	S52.4	S61.4	H23.4	H24.4	H29.4
納付済期間	未加入期間	第3号被保険者期間	全免期間	任意加入期間	
60月	108月	300月	12月	60月	
20歳	25歳	34歳	59歳	60歳	65歳

解説：正解→C

- ①保険料納付済期間が**480に満たない場合**の、老齢基礎年金の支給額の計算方法は？

【フルペンション減額方式】

$$780,900 \text{円} \times \text{改定率 (平成29年度: 0.998)} \times (\text{算定月数}^{*1} \div 480)$$

* 1 算定月数 = 保険料納付済月数

+ ①平成21年3月以前の各保険料免除期間の月数の合計

+ ②平成21年4月以後の各保険料免除期間の月数の合計

免除期間の種類	①平成21年3月以前		②平成21年4月以後	
	原則	(※注)	原則	(※注)
1/4免除月数	5/6	(1/2)	7/8	(3/8)
半額免除月数	2/3	(1/3)	3/4	(1/4)
3/4免除月数	1/2	(1/6)	5/8	(1/8)
全額免除月数	1/3	(0)	1/2	(0)

※注 () 内の数字は、保険料納付済期間 + 保険料免除期間が「480月を超える部分」に係る乗率である。この480月を超えた保険料免除期間については、国庫負担が行われない。